

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和3年6月1日時点の羽村市の人口は54,620人である。年齢3区分による人口の推移を見ると、年少人口、生産年齢人口とも減少傾向にあり、一方で老年人口が増加傾向にあることから、今後も少子高齢化はさらに進行すると考えられる。

羽村市では、古くから企業誘致を進めてきた結果、製造業を中心に多数の工場が集積し、操業しており、製造品出荷額等は非常に大きいものとなっている。特に、市内最大の事業所である日野自動車(株)羽村工場の立地により、輸送用機械器具製造業が製造品出荷額等に占める割合が大きいものの、市内には関連企業が多く集積している状況ではなく、金属製品、生産用機械など様々な業種の製造業が所在し、それぞれ操業を続けている。

羽村市のサービス業は、JR羽村駅・小作駅周辺、市役所通り沿いなどのロードサイドエリアが主な商業集積地となっており、地域コミュニティの一旦を担っている。また、羽村市の農業については、都市型農業であり、消費地の中での生産という特性を活かしつつ、都市空間に緑や潤いを与える機能、火災や災害時には延焼防止や緊急避難場所となるなどの防災面での機能など、多面的な役割を担っている。

このようなことから、羽村市の産業は製造業、サービス業、農業と多岐に渡りこのような本市の産業の発展を支えてきた中核は中小企業であり、地域の雇用を受け入れ、豊かな市民生活を創り出す担い手となってきた。

しかしながら、経済のグローバル化や少子高齢化の急速な進展等地域を取り巻く経済環境は大きく変化し、中小企業事業者の多くは、人材の確保、新たな設備投資等様々な面で厳しい状況に置かれており、生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に30件の先端設備等導入計画の策定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、輸送用機械器具製造業を中心に、金属製品、生産用機械など様々な業種の製造業が存在するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

羽村市の産業は、駅周辺や青梅市、福生市、瑞穂町にまたがる西東京工業団地等を中心に広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、羽村市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

羽村市の産業は、製造業、サービス業、農業と多岐に渡り、多様な業種が羽村市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、I o TやA Iを活用した業務の見える化、業務のシステム化等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される業種及びこれに類する業種以外の中小企業者。
- ・ 消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- 健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- 確定申告等欠かすことなく、既に納期の到来した市税等を完納していること。